

平成 27 年 8 月

利用者負担割合『2割』の利用者の登録について



市区町村から交付される『介護保険利用者負担割合証』に、利用者の負担割合が『2割』と記載のある利用者は、下記の作業を行ってください。

作業 **利用者負担割合が「2割」となる利用者の介護保険給付率を登録する**

[利用者一覧]-[利用者情報]-[介護保険]

平成 27 年 8 月 1 日以降、介護保険の利用者負担割合が『2割』となる利用者について、介護保険給付率の登録を行います。

【操作方法】適用開始日「平成 27 年 8 月 1 日」の履歴に介護保険給付率を登録する

①直近の適用開始日の行で「複製して新規作成」をクリックします。
※直近の履歴の内容が複製され、画面上に表示されます。

②認定年月日～認定有効期間を入力します。

③適用開始日に「平成27年08月01日」と入力します。

④介護保険給付率に「80」と入力します。

⑤登録ボタンをクリックします。

上記の操作にて登録した介護保険給付率の情報は、以下の機能にて使用されます。

対象サービス	対象機能	内容
居宅介護支援	利用票・提供票	登録した介護保険給付率を基に、利用票別表・提供票別表が出力されます。
訪問介護／通所介護	国保連請求／利用料	登録した介護保険給付率を基に、介護給付費明細書や利用料請求書が計算されます。



災害や給付制限により給付率が通常と異なる(95%/70%など)利用者に対し、利用者負担割合『2割』が適用になった場合。

災害措置や給付制限などの理由により給付率が通常と異なる利用者に対し、利用者負担割合『2割』が適用となる場合、介護保険給付率は『80%』ではなく、変更後の値で設定します。



利用者負担割合『2割』の利用者が、特定の公費の対象、かつ給付制限により給付率が『70%』となる場合、利用票別表・提供票別表／介護給付費明細書の訂正が必要です。

以下の条件に該当する利用者の場合、公費請求額および利用者負担額が正しい割合で計算されないため、金額を訂正する必要があります。

【明細書の訂正が必要な利用者】 ※以下の両方に該当する場合

- ・利用者負担割合『2割』だが、給付制限により給付率が『70%』に引下げられた利用者。
- ・下記の公費の利用者
 - ・19:原爆被爆者福祉法
 - ・81:原爆被害者助成事業
 - ・87:神栖町ヒ素
 - ・88:メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業
- ・51:特定疾患治療研究
- ・86:被爆者精神影響等調査事業
- ・88:水俣病総合対策国庫補助

※上記公費のうち、訪問介護・通所介護で適用となるのは「81:原爆被爆者助成事業」です。

【例】 給付単位数:3,356 単位 / 公費単位数:3,356 単位
単位数単価:10.00 円/単位

★本来の算定	
給付率 保険	70
給付率 公費	90
保険請求額	23,492
利用者負担額	3,356
公費請求額	6,712

★システムの算定	
給付率 保険	70
給付率 公費	80
保険請求額	23,492
利用者負担額	6,712
公費請求額	3,356

公費請求額『2割』、利用者負担額『1割』で計算する必要がありますが、本システムでは、公費請求額『1割』、利用者負担額『2割』で計算されます。

該当する利用者がある場合は、以下のとおり計算結果を訂正してください。

- ・利用票別表・提供票別表は、**印刷**ボタンから Excel ファイルを出力し、計算結果を訂正してください。
- ・介護給付費明細書は、明細書作成後に**編集**ボタンをクリックし、計算結果を訂正してください。